



助成額(円)

コース	検査料(税込み)	助成額
①基本	55,000	25,000
②基本+婦人科(子宮頸部)	71,500	28,500
③基本+婦人科(子宮体部)	74,800	29,500
④基本+婦人科(子宮頸部+体部)	75,900	30,500

※消費税は受診者負担となります。
 ※受診者の負担する額は、検査料から助成額を差し引いた額です。

指定医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	実施コース
中央林間病院	中央林間4-14-18	☎(276)8822	①
大和徳洲会病院	中央4-4-12	☎(262)6400	①②
桜ヶ丘中央病院	福田1-7-1	☎(269)4111	①②③④
南大和病院	下和田1331-2	☎(269)2411	①

■コース・内容
 基本コース▼身体測定、血圧測定、血液一般、免疫血清、生化学、尿、便、循環機能、呼吸機能、聴覚機能、眼機能、エックス線、超音波、肝炎ウイルス検査、内科診察

大和市の国民健康保険に1年以上加入している人と神奈川県後期高齢者医療制度に加入している市内在住者を対象に、人間ドック検査料を助成します。
 申し込み▼いずれも指定医療機関で受診予約後、受診前に健康保険証を持参し、市役所保険年金課へ。市のホームページから電子申請も可。
 ※市税などの滞納がある場合は助成を受けられません。

人間ドック検査料を助成



婦人科コース▼内診、子宮細胞診、乳房触診、マンモグラフィ、超音波。
 ※基本コースと併せて受診。
 市役所保険年金課係(260)5115(後期高齢者医療制度の加入者は、同課高齢者係(260)5122) FAX(260)5158

なんでも・そうだん・やまと

※詳しくは専用ホームページを「そうだん」をご覧ください。



障がい者相談支援事業のご活用を

市は、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や家族が、障がいにかかわる生活上の不安や悩みを相談できる、障がい者相談支援事業「なんでも・そうだん・やまと」を実施しています(一部は指定管理)。

■精神障がいについての相談は、次の事業所でも受け付けます
 相談施設▼
 地域活動支援センター「ポピー」
 大和東3-15-5 2階、☎070(1)002(2)2022、FAX(244)6892

開所日▼火・土曜日午前10時～午後5時
 時水・土曜日は午後8時まで
 申し込み▼直接または電話で同センターへ。



保健福祉センター障がい福祉課
 こころの健康係 ☎(260)5667 FAX(262)0999



住宅の改修工事に伴い固定資産税を減額

要件を満たした住宅の改修工事をした場合、申告により固定資産税を減額します(下表参照)。

■共通事項

対象▼居住部分の割合が延べ床面積の2分の1以上の住宅
 申告期限▼改修工事完了後3か月以内
 申告方法▼申告書、工事の領収書の写し(①③は現行の基準に適合した工事であることを証明する書類、長期優良住宅の場合は認定を証する書類、②は工事内容の明細書の写し、施工前後の写真も)を持参し、市役所資産税課に申告。
 ※②と③の減額制度は併用可。

災害による減免制度

震災、風水害、落雷、火災などの災害に遭い、土地、建物などに相当な被害が生じた場合、固定資産税の減免を受けられることがあります。詳しくはお問い合わせください。

市役所資産税課家屋償却資産係
 ☎(260)5237 FAX(264)6093

	減額の要件	減額の範囲
①耐震改修工事	<ul style="list-style-type: none"> 昭和57年1月1日以前に建築された専用住宅や併用住宅、または共同住宅であること 1戸当たりの工事費が50万円を超えるもの 令和8年3月31日までに完了した工事であること 	翌年度分の固定資産税(家屋分)を2分の1減額(1戸当たり120㎡分まで)。長期優良住宅の認定を受けた改修は3分の2減額
②バリアフリー改修工事	<ul style="list-style-type: none"> 新築された日から改修工事完了日まで10年以上を経過し、次のいずれかに該当する人が居住する専用住宅や併用住宅で、改修後の住宅の床面積が50~280㎡であること(貸家住宅を除く) / 65歳以上の人、要介護または要支援の認定を受けている人、障がい者 補助金を除く自己負担額が50万円を超えるもの 令和8年3月31日までに完了した次のいずれかの工事であること / 通路または出入口の拡幅、階段の設置または勾配の緩和、浴室・便所・出入口の戸の改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、滑りにくい床材料への取り替え 	翌年度分の固定資産税(家屋分)を3分の1減額(1戸当たり100㎡分まで)
③省エネ改修工事	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月1日以前に建築された専用住宅や併用住宅で、改修後の住宅の床面積が50~280㎡であること(貸家住宅を除く) 補助金を除く1戸当たりの工事費が60万円を超えるもの 令和8年3月31日までに完了した次の工事であること(㉠は必須・㉡のみでも可) / ㉠窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)、㉡床、天井、壁の断熱改修工事(㉠と併せて実施するもの) 	翌年度分の固定資産税(家屋分)を3分の1減額(1戸当たり120㎡分まで)。長期優良住宅の認定を受けた改修は3分の2減額

